

沼津市企業立地促進事業費補助金交付取扱要領

1 工場等の設置

沼津市企業立地促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号に規定する「工場等を設置」とは、工場等の建物を新築するほか、工場等を売買又は賃貸借等で取得し、機械設備を購入して業務を開始した場合を含む。

なお、立地の形態については、新設のほか、増設、移転を含む。

増設：自社の既存の工場等の敷地に隣接して、1,000平方メートル以上の用地を取得した場合をいう。

移転：自社の既存の工場等の全部又は一部を廃止する計画のもとに、別の工場等の敷地において新たに工場等を建設する場合をいう。

2 補助対象企業

- (1) 要綱第2条第1号に規定する「組合」とは、それ自体が事業活動の主体となり生産活動等を行うものをいう。
- (2) 要綱第2条第2号アに規定する「製造業の用に供する施設」には、統計法第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類の細分類に掲げる分類符号0997のすし・弁当・調理パン製造業及び同分類符号7721の配達飲食サービス業のいずれにも該当する事業所を含む。
- (3) 要綱第2条第2号ウに規定する「別に市長が定めるもの」とは、商品の販売を主たる目的とした施設をいう。
- (4) 要綱第3条第1項ただし書に規定する「地域経済の活性化に資する工場等の新設又は増設」とは、工場等を設置することにより、更に地域経済へ大きな影響をもたらすことが認められる場合であり、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

ア 特定企業等の県内における従業員であって雇用保険法（昭和49年法律第116号）上の一般被保険者の数と、特定企業等の県内における従業員であって雇用保険法上の高年齢被保険者（平成29年1月1日前にあつては、改正前の雇用保険法の高年齢継続被保険者及び65歳に達した日以後に雇用された者。以下同じ。）の数との合計数について、当該事業所及び県内全ての事業所で、業務を開始する日の属する月の末日の数（以下「業務開始月末の数」という。）と用地を取得した日の属する月の前月から起算して前1年間の各月の末日の数を合計して12で除した数（以下「前1年間の平均の数」という。）を比較し、前者

が後者よりそれぞれ10以上増加していること。なお、前1年間の平均の数については、正従業員とパートタイマー（雇用保険法上の一般被保険者又は高年齢被保険者であって、一週間の所定労働時間が30時間未満であるものをいう。）を別々に計算し、それぞれについて1未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。

イ 当該工場等に係る設備投資額（用地取得費、造成工事費及び安全対策費（静岡県新規産業立地事業費補助金交付要綱（平成15年静岡県告示第317号）第3(1)ウに規定する経費をいう。以下同じ。）を除く。）が30億円以上であること。

(5) 要綱第3条第1項ただし書の「地域経済の活性化に資する工場等の新設又は増設」として、市長の認定を受けようとする企業等は、事前に別紙1企業等概要調書を提出するものとする。

3 用地の取得

(1) 要綱第2条第3号ウに規定する「用地の取得」とは、土地の売買若しくは賃貸借等の契約締結、土地の売買若しくは賃貸借の予約又は買主から売主への手付の交付のうち、最も時期の早いものをいう。

(2) 用地の賃貸借等、用地の所有権を取得しない場合は用地に対する補助の対象とならないが、新規雇用に対する補助の対象となる。

(3) 要綱第2条第3号ウただし書きの「市長が別に定める場合」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいい、要綱第2条第3号ウに規定する期間内に業務を開始することが困難な企業等は、当該期間の終了6か月前までに、別紙2業務開始の延長に係る承認申請書を提出し、承認を得なければならない。

ア 工場等の設置にあたり、法令による土地利用の規制に係る行政手続に時間を要する場合

イ 設備投資額（用地取得費、造成工事費及び安全対策費を除く。）が30億円以上の大規模な工場等の設置で、当該期間内に業務を開始することが困難な場合

ウ 大型又は特殊な注文製作機械の設置を伴う設置で、当該機械の設計、発注から納品まで時間を要する場合

エ 建物の完成又は機械の設置完了後、工場等の業務を開始するまでの間に法令により義務付けられている行政手続に時間を要する場合

オ 公共事業や公共イベント等への協力により、工場等の設置が中断する場合

(4) 前号に規定する業務開始の延長に係る承認を受けた企業等は、業務開始日の属する年度が到達するまで、毎年8月15日までに別紙1企業等概要調書を提出し、

事業の進捗状況を報告する。

4 雇用要件

- (1) 要綱及びこの要領において「従業員数」とは、雇用保険法上の一般被保険者の数と、雇用保険法上の高年齢被保険者の数との合計数をいう。この場合において、パートタイマーは2分の1換算とし、県外居住者（県外において住民基本台帳に記録されている者をいう。）は含まない。
- (2) 要綱第2条第3号オの「10人以上である」とは、当該事業所における特定企業等の従業員数が10人以上であることをいう。
- (3) 要綱第2条第3号カに規定する「1以上増加する」とは、特定企業等の県内における従業員数について、当該事業所及び県内全ての事業所で、業務開始月末の数と前1年間の平均の数を比較し、前者が後者よりそれぞれ1以上増加していることをいう。ただし、要綱第3条ただし書きにおける県補助既適用の場合は、特定企業等の市内における従業員数について、当該事業所及び市内全ての事業所で、業務開始月末の数と前1年間の平均の数を比較し、前者が後者よりそれぞれ1以上増加していることをいうものとする。
- (4) 要綱第2条第3号キに規定する「5人以上であること」とは、当該事業所における特定企業等の研究員の数が5人以上であることをいう。

5 補助の対象

- (1) 要綱別表第4の対象施設の欄に規定する「主として」とは、当該工場で複数の製品を生産している場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当することをいう。
 - ア 当該製品の生産量又は生産金額が、当該工場で生産する製品全体の50%超を占めていること。
 - イ 当該製品に係る生産施設の床面積が、当該工場における生産施設の延床面積の50%超を占めていること。
- (2) 要綱別表第4の対象施設の下欄に規定する「市長が別に定めるもの」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 静岡新産業集積クラスター（ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フォトンバレー）のプロジェクトに参画し、各プロジェクトに関連する製品を製造する工場
 - イ 医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光・電子、環境技術（新エネルギー、次世代輸送機器）等に関連する製品を製造する工場

ウ ア及びイに掲げるもののほか、自然素材を活用した医薬部外品等、健康関連の製品を製造する工場

6 補助対象従業員の算出

要綱別表第2及び別表第3に規定する「別に定める方法」とは、以下のとおりとする。

(1) 従業員の要件

市内に住所を有し、原則として用地取得日以降に雇用した者を対象とし、県の補助対象従業員要件に該当する場合に限る。

(2) 従業員数の算出

当該事業所における特定企業等の従業員数について、業務開始月末の数から、前1年間の平均の数を減じた数を上限とする。ただし、新たに県内に事業所を設置する企業等は、業務を開始する日の属する月の末日の当該事業所における特定企業等の従業員数を上限とする。

7 事前協議

事前協議に当たっては、要綱第4条に規定する提出書類のほか、別紙1企業等概要調書（事前提出用）を提出する。

8 交付の申請

交付の申請に当たっては、要綱第5条に規定する提出書類のほか、別紙3雇用者数一覧表を提出する。

9 交付の条件

(1) 要綱第7条第4号に定める「市長が別に定める期間」とは、10年とする。

(2) 要綱第7条第7号に定める「要綱第2条第3号オに規定する業務を開始する時の従業員数及び同号キに規定する業務を開始する時の研究員の人数並びに同号カに規定する業務を開始する時に増加した従業員数」とは、業務を開始する時の当該事業に係る事業所の特定企業等の従業員数及び特定企業等の県内における従業員数をいい、補助金の交付を受けた特定企業等は、これが3年間維持されていることを確認するため、交付年度の翌年度から3年間の毎年度末に公共職業安定所が作成した事業所台帳異動状況の写しを市に提出するものとする。

(3) 要綱第7条第7号ただし書の「市長がやむを得ない事情があると認める場合」とは、世界経済の変動等予測不能な経営状況の変化、退職年齢者の集中等、従業員数の一時的な減少について、企業等の責に帰さない合理的な理由が存する場合をいう。

10 実績報告

実績報告に当たっては、要綱第9条に規定する提出書類のほか、別紙3雇用者数一覧表を提出する。

付 則（平成18年3月22日決定）

この要領は、市長の決裁の日から施行する。

付 則（平成18年12月26日改正）

改正後の要領は、市長決裁の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

付 則（平成20年3月31日改正）

改正後の要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日改正）

1 改正後の要領は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の2の(2)及び(3)の規定は、平成20年4月1日以降に用地を取得（賃貸借等による取得を含む。）した工場等の新設及び増設について適用する。

付 則（平成22年3月31日副市長決裁）

この改正は、平成22年3月31日から施行する。

付 則（平成25年2月26日副市長決裁）

改正後の要領は、副市長決裁の日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

付 則（平成25年8月27日副市長決裁）

改正後の要領は、副市長決裁の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

付 則（平成26年11月18日副市長決裁）

改正後の要領は、副市長決裁の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

付 則（平成27年7月7日副市長決裁）

改正後の要領は、副市長決裁の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

付 則（平成28年3月29日副市長決裁）

改正後の要領は、副市長決裁の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

付 則（平成29年5月22日副市長決裁）

改正後の要領は、副市長決裁の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。